

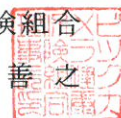
公 告 第 5 号

平成29年度 任意継続被保険者の標準報酬月額について

健康保険法第47条第2項の規定による、当健康保険組合の平成28年9月30日現在における全被保険者の平均標準報酬月額及び平成29年度の標準報酬月額は、下記のとおりであることを公告します。

平成29年2月1日

ビックカメラ健康保険組合
理事長 湯本 善之



記

1. 平成28年9月30日現在の平均標準報酬月額

294,511円

2. 平成29年度における標準報酬月額

22等級 300,000円

3. 適用年月日

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日